

## 社会福祉法人旭会 役員等報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人旭会（以下、旭会という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて報酬等を支給する。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 役員等に対する報酬等の額は、別表 1 に応じて定めるものとする。

### (職員給与との併給)

第 4 条 法人職員（以下「職員」という。）が職員として在籍のまま理事である期間は、第 3 条に定める報酬の支給はせず、職員の給与に関する規則に基づき、給与を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等の支給時期は、当該会議に出席した都度、支給する。

### (公表)

第 6 条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### 附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表第1（役員等の報酬等）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円

（3）監事

	日額
監事監査、理事会等会議への出席	5,000円

（4）交通費

評議員会、理事会等参加のための交通費として一律500円を支給する。